

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年6月17日 16時10分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港西防波堤灯台から真方位316° 2,300m付近 (概位 北緯34° 21.6′ 東経132° 26.2′)
事故の概要	押船第十明祐 ^{めいゆう} は、はしけ神祐 ^{しんゆう} を押航して出港作業中、第十明祐が浅所に乗り揚げた。 第十明祐は、両舷の舵軸等に曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月21日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十明祐、19トン 260-43114兵庫、宗田造船株式会社 B はしけ 神祐、総トン数不詳 なし、宗田造船株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 両舷の舵軸及び両舷のプロペラ翼に曲損等 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時（大潮）、潮高 約16cm（広島）
事故の経過	A船は、空船のB船を押航して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、主機を後進にかけて約2ノットの速力で幅約130mの水路の東口に向けて出港作業中、A船が浅所に乗り揚げた。 A船押船列の喫水は、A船が船首約0.8m、船尾約2.8mであり、B船が船首尾共に約0.8mであった。 船長Aは、本事故当時、潮汐を確認していなかったものの、これまで本事故発生場所付近で、高潮時に入港して低潮時に出港した経験が約4回あったが、いずれも海底に接触したことがなかった。
分析	A船押船列は、船長Aが、潮汐を確認していなかったことから、大潮の低潮時で余裕水深がないことに気付かずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列の船長Aが、潮汐を確認していなかったため、大潮の低潮時で余裕水深がないことに気付かずに航行し、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・水深が浅い海域を航行する場合、事前に潮汐等を確認し、余裕水深を確保して航行すること。